

つくばみらい市告示第 64 号

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例第 19 条第 2 項にもとづき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例にもとづく告示

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 8 9 号）第 19 条第 1 項にもとづき、振興金融及び自治金融について融資保証のあっせんに関する事務を次のとおり委託する。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 委託先  | つくばみらい市商工会                      |
| 委託期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日  |
| 委託料  | 1 件基本額 2,000 円及び借入額に 0.2% を乗じた額 |